令和５年２月１０日

福岡Ａブロックのタクシー運賃改定「必要」と判定

九州運輸局は、令和４年１２月１９日をもって福岡Ａブロック（※１）における法人タクシー事業者の保有する車両数の７０％を超える事業者から運賃変更要請があったことを受け、運賃改定要否について審査した結果、運賃改定が必要と判定しましたので、下記のとおりお知らせします。

今後、運賃改定に係る作業を経て、新運賃の公表を行います。

記

１．対象地域（運賃適用地域）（※１）

福岡市、大野城市、春日市、筑紫野市、太宰府市、古賀市、糸島市、那珂川市、糟屋郡

２．運賃変更要請の状況（令和５年２月７日時点）

（１）要請の期間　　令和４年１１月３０日～令和５年２月２８日（３ヶ月）
（２）要請事業者数　　８９者（対象地域の法人事業者数　９６者）
（３）要請事業者の車両数　４，１１８両（対象地域の総車両数　４，４１３両）
（４）要請率　　９３．３２％（車両数ベース）

３．運賃変更要請の概要（令和５年２月７日時点）

（申請）　普通車　初乗距離　１．６ｋｍ
初乗運賃　７８０円　～　８５０円
加算距離　１３１ｍ　～　３４０ｍ
加算運賃　６０円　～　１００円

（現行）
普通車　初乗距離　１．６ｋｍ　初乗運賃　７５０円
加算距離　２２１ｍ　加算運賃　６０円

※要請の詳細につきましては、上記２．（１）の要請の期間満了後、九州運輸局ホームページのお知らせ欄にて公表いたします。

運輸と観光で九州の元気を創ります

＜お問い合わせ先＞
九州運輸局　自動車交通部
旅客第二課：髙田、近藤
電　話０９２－４７２－２５２７

九州運輸局